

生徒手帳

2024年度



桑名市立

正和中学校

目 次

正和の歌	1
正和中学校教育目標	2
学校の沿革	3
教室配置図	5
正和中生徒心得	6
Ⅰ 時間を守り規則正しい学校生活を送ろう	6
Ⅱ 交通規則を守り、登校下校時の事故を防ごう	6
Ⅲ 校内生活の心得	7
1 用具、施設の使用	7
2 持ち物	7
3 服装・マナー	7
4 テストについて	7
Ⅳ 校外生活の心得	8
Ⅴ 届け出・願いについて	8
服装規定	9
日課表	13
2024年度 部活終了時刻表	15
生徒会規約	16
生徒会組織図	19
図書館貸出しのきまり	20
台風時等における登下校について	21
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について	22
全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達が おこなわれた場合の対応について	23
災害時の心得	24
東海地震への備え	25
子ども専用相談窓口	34

正和の歌

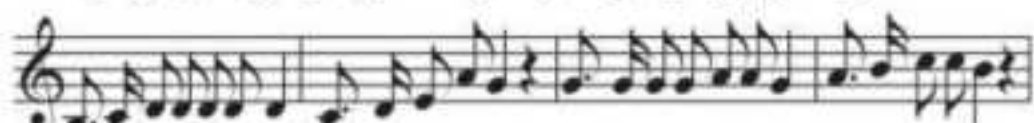
Moderato



みどりがれもゆたかよきにきかちやくだいーちりそま
ながれもゆたかよきにきかちやのほとーり



のなもゆかしわがますらびやにむ
なびのゆかをしわがたすらあゆむ



わこうどこにつどいきてともをはげまししんじあい



たしんかりきりれそしをきとめつつつあす
しんりのきりれしをきとめつつつあす



のーしやかいのみちーをゆくわれ



らがほこうああせいわ

一、緑豊かに輝く大地

その名もゆかし

わが学び舎に

若人ここに集いきて
友をはげまし 信じあい
高き理想を もとめつつ
あすの社会の 道をゆく
我等が母校 ああ正和

二、流れも清き 町屋のほとり

学びの道を

ひたすらあゆむ

若人ここに 集いきて
友をはげまし 信じあい
真理の歴史を 築きつつ
あすの社会の 道をゆく
我等が母校 ああ正和

学校教育目標

自律 共生

めざす生徒像

仲間とともに学び、仲間とともに高めあう生徒

- ①主体的に考え、判断し、行動する生徒
- ②人を大切にし、多様な仲間と協働する生徒

学校の沿革

- 昭 47.4.25 地域開発に伴う生徒増により新校設立のため用地買収
桑名市大字坂井 339-25
校地面積 27,452m²
- 48.11.8 校舎建設起工式
- 49.3.28 校名を桑名市立正和中学校と決定
- 4.1 桑名市立正和中学校を設立
- 4.4 開校式挙行（明正中学校体育館にて）
生徒数 469 名 教職員 23 名
- 5.18 P T A 設立総会
- 8.1 新校舎（坂井）に移転
- 50.3.14 第 1 回卒業式挙行
- 51.3.10 体育館竣工
- 7.9 プール竣工
- 52.3.31 プレハブ教室を増築（2 教室）
- 53.3.31 同上（1 教室）
- 7.3 校舎増築工事起工
- 54.5.15 校舎増築完成（普通教室 8、特別教室 6）
- 9.18 校舎、体育館、プール竣工式
- 60.11.16 技術棟竣工
- 63.2.18 クラブハウス建築
- 平 1.8.11 運動場防球ネット建築
- 2.3.31 自転車置場増築
- 3.3.31 運動場改修完了
- 4.1.31 コンピュータ教室完成
- 7.12.18 正和農園整備完了
- 8.9.17 空調機設置
- 9.9.18 防球ネット取設
- 10.9.30 体育館の屋根の塗装工事完了
- 13.9.29 吹奏楽部が全日本吹奏楽コンクール金賞受賞
- 10.27 吹奏楽部が日本管楽合奏コンテスト最優秀グランプリ受賞
- 15.9.30 校舎耐震工事完了
- 18.3. 普通教室・図書室に空調設備工事
- 22.10.14 体育館耐震工事完了

- 23.3.9 門扉設置工事完了
24.9.25 トイレ改修工事完了
令 2.11.2 1人1台タブレット端末整備完了

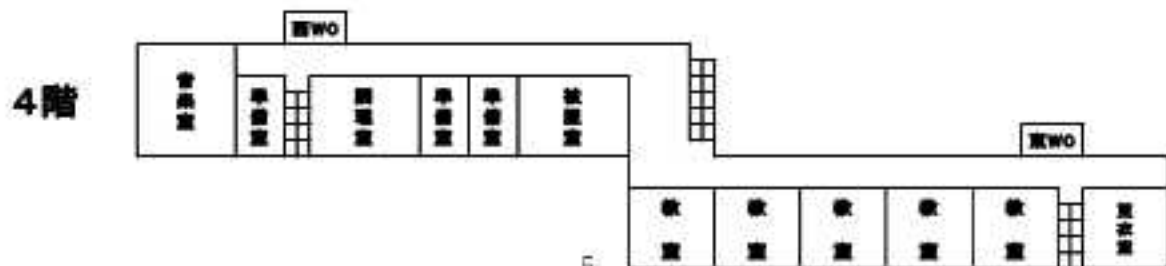
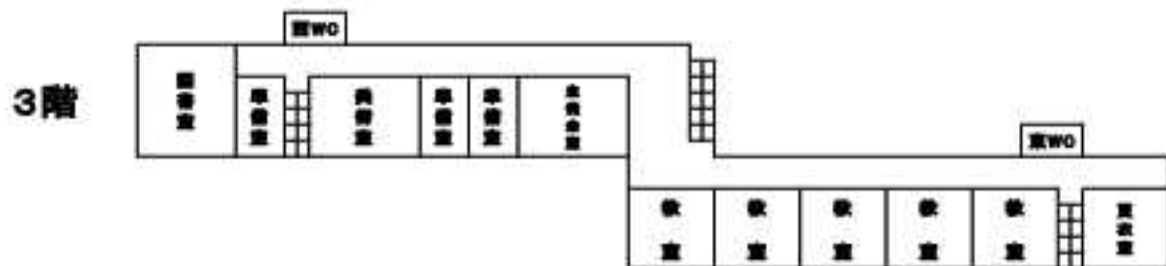
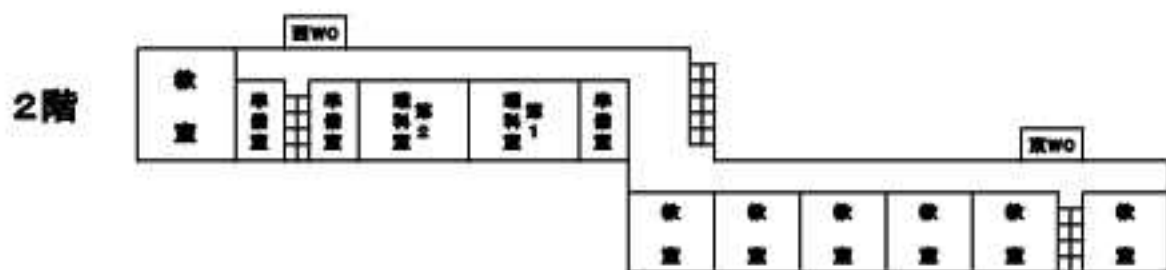
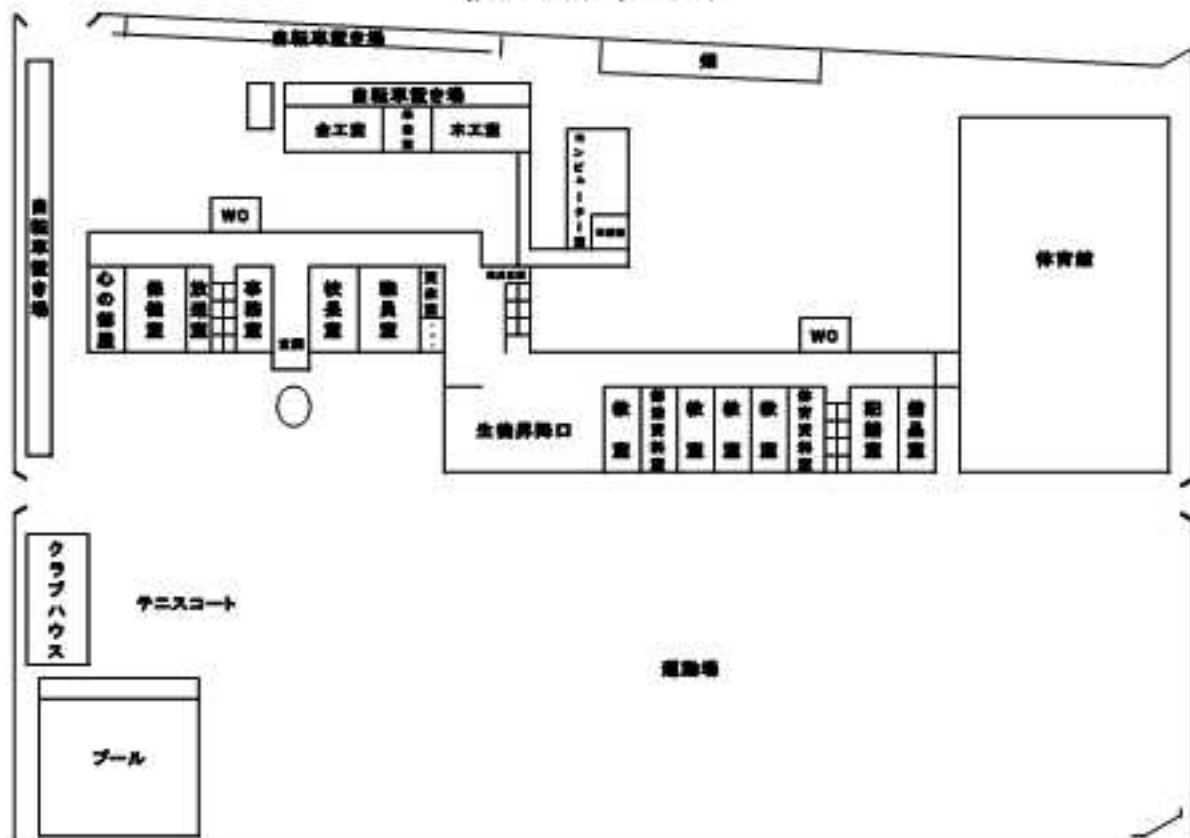
校地・校舎・生徒

○校地面積	27452m ²
○建物面積(延)	6029m ²
○体育館	1149m ²
○プール(25m7コース)	375m ²
○グラウンド	16325m ²

創立記念日

4月12日

教室配置図



正和中生徒心得

学校生活を安心して明るく過ごしていくために、一人ひとりが集団生活を送るにあたって必要な規律を守り、その上で自ら考え、判断し、行動する力が必要です。また、様々な人と関わる中で、多様な考えや価値観をお互いに認め合い、大切にできる、そして助け合い協働する共生力も必要です。

常に正和中学校、学級の一員であることを自覚して、自他ともに高めあえる学校生活を送りましょう。

I 時間を守り規則正しい学校生活を送ろう

- ① 朝 8 時 30 分の始業時間に遅れないように、余裕をもって登校しよう。
- ② 特別教室への移動は休憩時間に行い、予鈴、始業のチャイムが鳴ったら、すぐに学習の準備をしよう。
- ③ 定められた下校時間を守り、下校する時は教室の整理整頓、消灯、戸締まりをしよう。

II 交通規則を守り、登校下校時の事故を防ごう

- ① 登校、下校は安全な通学路を通る。
- ② 学校から直線距離約 1.3 k m 以遠（正和中学校自転車許可区域 MAP を参考）に在住している生徒は定められた手続きをすれば、自転車通学が許可される。

※正和中学校自転車許可区域 MAP は「桑名市立正和中学校 HP」に記載

※増田に在住している生徒は、学校から直線距離約 1.3 k m 以内であっても、登校距離が大幅に増加することから、自転車での通学を認める。

※学校から直線距離約 1.3 k m 付近に在住しており、通学について特別な事情によって、自転車通学を希望される場合は、学校に相談すること。

- ③ 上記以外の生徒は徒歩通学とする。
- ④ 自転車通学者はヘルメットを正しくかぶり、あごひもをしめる。また雨天の場合は雨合羽を着用し、傘さし運転はしないこと。
- ⑤ 自転車の並進の禁止、2 人乗りの禁止など交通規則を守ること。
- ⑥ 自転車通学者は、通学に適したものを使用すること。（カマキリハンドル等の改造をしてはいけない）

- ⑦ 自転車通学者は、きまりを守れない場合、安全上、自転車通学の許可を取り消す場合があります。
- ⑧ 登下校中での買い物や立ち寄りほしないこと。

Ⅲ 校内生活の心得

(1) 用具、施設の使用

- ① 学校の用具、施設を使用する時は、係りの先生の許可を受けよう。
- ② ガラスを割ったり、校具や掃除用具を壊した時は、すぐに先生に申し出よう。
- ③ 職員室内の公衆電話は休憩時間や放課後に先生の許可を得て、使用するようにしよう。

(2) 持ち物

- ① 学校生活に不要なものは持ってこないようにしよう。
- ② 自分の持ち物には学年、組、番号、名前を書くようにしよう。
- ③ 学習に必要なものを忘れないようにしよう。教科書などの学習教材を忘れた時は教科担当の先生に申し出よう。
- ④ お金などの貴重品は持ってこないようにしよう。部活動等の集金は必ず朝に渡そう。
- ⑤ 生徒同士での物の貸し借りや売り買いほしないようにしよう。
- ⑥ 学習用タブレットは桑名市が学習を充実させるために貸与しています。学習のために使用し、大切に扱いましょう。

(3) 服装・マナー

- ① 服装は定められた服装で、中学生らしい清潔な服装を心がけよう。
- ② 校舎内では帽子や手袋、マフラー、ネックウォーマー等の防寒具は取ろう。
- ③ 公共物を大切にし、校内の美化に努めよう。
- ④ 登校、下校の時は先生や友達にあいさつをしよう。また学校への来訪者にはすすんであいさつをしよう。

(4) テストについて

- ① テストの時間割は10日前に発表、1週間前からテスト期間となる。ただし、10日前が土日祝の場合は、その前の平日に発表となる。
- ② テストの時は制服を着用しよう。
- ③ テスト中の持ち物は教室のロッカーの中に置き、机の中や周辺には何

も置かない。

IV 校外生活の心得

- ① 外出するときは行き先、帰宅時間などを保護者に伝えよう。
- ② ゲームセンターやカラオケボックスについては生徒同士での出入りはしないようにしましょう。
- ③ まわりの人の迷惑になるような危険な遊びはやめよう。
- ④ 水泳は学校や公共のプールで行い、河川など水泳禁止区域では泳がない。
- ⑤ 夜間の外出はできるだけ避けよう。暗くなってからの外出は必ず保護者に伝えよう。
- ⑥ 外泊は禁止です。
- ⑦ 休日は教室や運動場は使用できません。特別に使用する時は学校の許可を受けよう。
- ⑧ 生徒や学校に関係のある事故が起こった時にはすぐに学校に連絡しよう。
(31-2727)
- ⑨ 不審者と遭遇したら、安全な場所へ避難し、速やかに警察へ通報しよう。

V 届け出・願いについて

- ① 欠席や遅刻をする場合は次の時刻までにマチコミや電話で学校に連絡しよう。

マチコミの場合 ～8:15

電話の場合 7:30～8:15

- ② 早退や欠課をする場合は、スコラ手帳に保護者より記入をしてもらい、学級担任の先生に届けよう。
- ③ 転出が決まったら、すぐに学級担任の先生に申し出よう。
- ④ 住所が変わることが決まったら、すぐに学級担任の先生に申し出よう。
- ⑤ 生徒旅客運賃割引証（学割）が必要になった時は、生徒手帳とともに学級担任の先生に申し出ること。

なお、学割は片道 101km 以上の区間を旅行する場合のみ使用することができる。また使用に際しては学割の裏面の注意事項をよく読み、あやまりのないようにしよう。

服装規定

服装は常に中学生としての自覚あるものを着用するように心がけよう。

標準服を着用する場合は、男女とも標準服規定のマークがついているものを購入し、着用すること。

令和5年度から導入される桑名市共通制服（ブレザー型制服）の着用についても、服装規定に準ずるものとする。

〔男子〕

標準服	(冬服) 上…黒色の詰め襟服、または丸襟カラーのもの 下…黒色の長ズボン (夏服) 上…白色のカッターシャツ（長袖または半袖）または白色の開襟シャツ 下…黒色の長ズボン
ベ ル ト	派手でないものとする

〔女子〕

標準服	(冬服) 上…紺色のセーラー服 襟に1cm巾の白線1本 黒色のスカーフ 下…紺色のスカート 車ひだ ひざ頭がかくれる程度の長さ (夏服) 上…白色の丸襟ブラウス（長袖または半袖） 紺色の棒リボン 下…紺色のスカート 車ひだ
-----	--

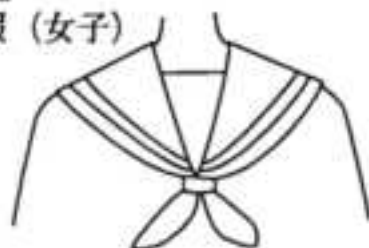
防 寒 着 防 寒 具	<p>学校や部活動で指定されたウィンドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳当て等</p> <p>○ウィンドブレーカーは着用期間を設けず、各自判断して着用する</p> <p>○カーディガン、パーカー等を標準服・桑名市共通制服の上に出して着てはいけない</p> <p>○ストッキング、タイツは靴下と合わせてはいてもよいが、黒色・紺色・ベージュで無地のものとする</p>
----------------	--

〔名札のつけ方〕

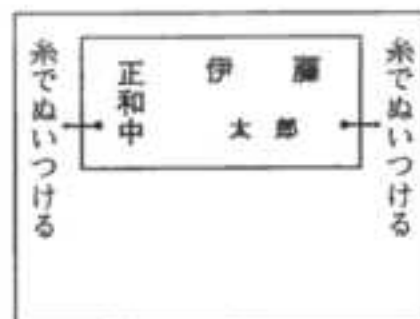
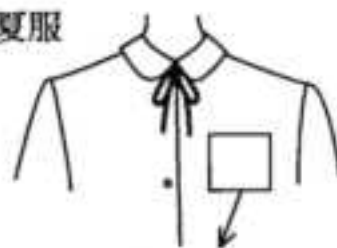
標 準 服 男 子 (縫付型)	<p>(冬服) 名札は左側胸ポケット上部に台布なしで、糸で縫いつける</p> <p>(夏服) 左胸ポケット上部に台布とともに安全ピンでつける</p> <p>クリップ式名札の場合は、桑名市共通制服と同様のつけ方</p>
標 準 服 女 子 (縫付型)	<p>左側胸ポケット上部に台布とともに安全ピンでつける</p> <p>クリップ式名札の場合は、桑名市共通制服と同様のつけ方</p>
桑名市共通制服 (クリップ式)	<p>正面から名前が確認できるように着用すること</p> <p>(冬服) 左胸ポケットにクリップでつける</p> <p>(夏服) 左胸ポケットの内側かつクリップを奥まで差し込んでつける</p>

縫付型名札

冬服 (女子)



夏服



名札の色 1年…黄、2年…緑、3年…青

標準服・桑名市共通制服は下記の店で購入できます。

- | | | |
|--------------------------|---------|--------------|
| ◎ 十 一 ヤ | 馬道3丁目 | 0594-22-0938 |
| ◎ 日 永 屋 | 北寺町45 | 0594-22-1234 |
| | 西別所 | 0594-22-0100 |
| ◎ ホ リ タ | 馬道3丁目 | 0594-22-1098 |
| ◎ 洋服の青山 | 大仲新田44番 | 0594-31-6320 |
| 桑名サンシパーク店
(桑名市共通制服のみ) | | |

A タイム (50 分授業)

予	鈴	8 : 2 5
朝	の 会	8 : 3 0 ~ 8 : 4 5
第	1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
第	2 限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
第	3 限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
第	4 限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
昼	食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 0 0
休	憩	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 1 5
第	5 限	1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 1 0
第	6 限	1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 1 0
帰	り の 会	(5 限) 1 4 : 1 5 ~ 1 4 : 2 5
		(6 限) 1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 2 5
掃	除	(5 限) 1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 4 0
		(6 限) 1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 4 0

B タイム (45分授業)

予	鈴	8 : 2 5
朝	の 会	8 : 3 0 ~ 8 : 4 5
第	1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
第	2 限	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
第	3 限	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
第	4 限	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
昼	食	1 2 : 2 0 ~ 1 2 : 4 0
休	憩	1 2 : 4 0 ~ 1 2 : 5 5
第	5 限	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 5
第	6 限	1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0
帰	り の 会	(5限) 1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 0 0
		(6限) 1 4 : 4 5 ~ 1 4 : 5 5
掃	除	(5限) 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 5
		(6限) 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 1 0

2024 年度 部活動終了時刻表

	部活動終了	完全下校
1月	1 6 : 1 5	1 6 : 3 0
	1 6 : 3 0	1 6 : 4 5
2月	1 6 : 4 5	1 7 : 0 0
	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
3月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
4月～ 1学期 終業式	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
夏季 休業中	1 6 : 3 5	1 6 : 5 0
9月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
10月	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
	1 6 : 3 0	1 6 : 4 5
11月		
12月	1 6 : 1 5	1 6 : 3 0

桑名市立正和中学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条（名称）この会は桑名市立正和中学校生徒会といいます。

第2条（目的）この会は会員相互の協力によって、生徒の学校生活の向上と活性化を図り自主的な生徒の活動により、心豊かな社会人となるよう勉強することを目的とします。

第3条（組織）この会は本校の全生徒を会員として組織されます。

第2章 役 員

第4条（役員）この会には次の役員をおきます。

会長 1名、副会長 1名、執行委員 3名

第5条（役員の選出）役員、代議員、実行委員長、実行委員の選出方法は次のように行います。

1. 役員・実行委員長は全生徒会員による無記名投票。
2. 代議員・実行委員は各学級での互選。
3. 実行委員会の副実行委員長は各実行委員の互選。

第6条（役員の任務）この会の役員は生徒議会を運営し、各実行委員会との連携にあたります。また各実行委員長は執行部会で話し合い、各実行委員会を運営します。

第7条（役員の任期）役員と実行委員長の任期は、10月下旬に改選し1ヵ年とします。代議員及び実行委員は前期4月～10月下旬、後期10月下旬～3月とします。生徒会役員が欠けたときは次の手続きをとります。

1. 残り任期が4分の1以上の場合は新しく選出します。
2. 残り任期が4分の1以下の場合は他の役員が代行します。

第3章 顧 問

第8条（顧問）顧問は本校職員があたり、役員会・議会・各実行委員会は顧問の指導を受けます。

第4章 執 行 機 関

第9条（委員）この会は次の機関を設けます。

1. 執行部会は議事日程を決め議事の運営にあたります。また、実行委員会の活動内容を相談します。この会は役員及び実行委員長によって構成されます。

2. 生活実行委員会は学校生活秩序を保つとともに会員の生活意識向上を図ります。
3. 図書・新聞実行委員会は学校図書の貸し出し・管理と、学校新聞の発行にあたります。
4. 視聴覚実行委員会は校内放送及び掲示物の管理運営にあたります。
5. 保体実行委員会は体育的行事の運営と学校の保健に関する仕事にあたります。
6. 美化・福祉実行委員会は校内美化・ボランティア活動及び国際交流等に努めます。
7. 議会が必要と認めた場合は臨時に特別委員会を設けることができます。

第10条（実行委員会の組織） 実行委員会の組織運営は次のとおりです。

1. 第9条2～6の各実行委員長はそれぞれの所属委員会の指導運営にあたります。
2. 各実行委員会は各学級より選出された男女各1名の実行委員によって構成されます。
実行委員は生徒会役員・代議員・学級役員を兼ねることができません。
3. 実行委員会にはそれぞれ実行委員長1名・副実行委員長2名の役員をおきます。

第5章 会 議

第11条（会議） 会議の持ち方は次のとおりです。

1. 総会はこの会の最高議決機関です。
 - (1) 総会は年1回の定期総会及び下記の場合に召集されます。
 - ア 規約改正・機構改正
 - イ 議会において召集を決定した場合
 - (2) 総会の議長団には生徒会執行部以外があたります。
 - (3) 総会は総会員の3分の2以上の出席がなければ成立しません。また議事は出席会員の過半数でこれを決定します。
2. 議会は総会に次ぐ議決機関です。
 - (1) 議会は役員及び代議員によって構成されます。
 - (2) 議会は会長が召集し総代議員の3分の2以上の出席により成立します。
 - (3) 役員は議事の進行をはかるとともに、議事日程を組みます。

- (4) 議会の議事は出席議員の過半数の決議を必要とし、また総会の召集は総議員の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 但し、賛否同数の場合は議長がこれを決めます。
- (5) 議長は審議に必要と認めたものに出席を求め意見を聞くことができます。
3. 執行部会は毎週1回召集することを原則とします。
4. 実行委員会は毎月1回以上開くことを原則とします。
5. 会議は総会員の3分の2以上の出席がなければ成立しません。また議事は出席会員の過半数でこれを決定します。

第6章 規約改正

第12条 この規約改正は総代議員の3分の2以上の賛成後、生徒総会に提案し出席会員の過半数の賛成、または本校職員による職員会議での賛成を必要とします。

第7章 最高決定権

第13条 (最高決定権) この会で決まったことは職員会議、学校長の承認を経て成立します。

学級役員について

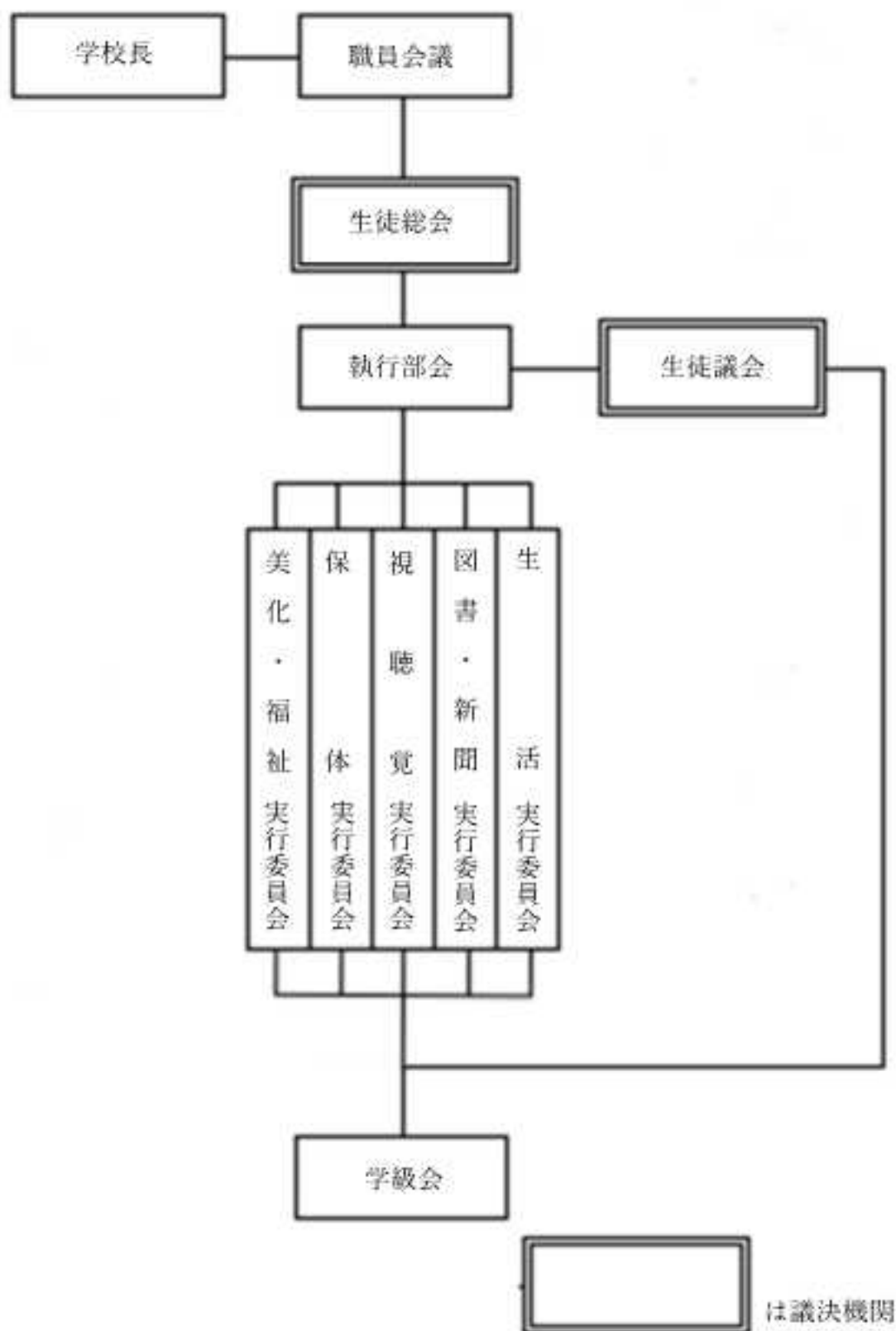
各学級には級長1名、副級長1名、書記2名、代議員2名の学級役員をそれぞれ男女各1名ずつ選出します。

学級役員の任期は前期4月～10月下旬、後期10月下旬～3月とします。

また学級役員が欠けた時は新しく選出します。

学級役員は生徒会役員、代議員、委員を兼ねることができません。

生徒会組織図



図書館貸出しのきまり

1. 貸出し

- (1) 期間は1週間とする。
- (2) 1人1冊までとする。(但し、夏休み、冬休み中は2冊でもよい)
- (3) 平日の昼休みとする。
- (4) 方法は

入館→図書を選択→ブックカードに記名並びに個人カードに書名を記入
→図書実行委員に個人カードを渡す→ブックカードをブックポケットに入れて本を持ち帰る。

2. 返却

- (1) 平日の昼休みとする。
- (2) 方法は
入館→図書実行委員に本を示す→図書実行委員からブックカードと個人カードに返却の印をおしてもらう→借りた本を、元にあった書架へもどす。
- (3) 返却日を過ぎても返さない時、許可なく図書の持ち出しをした時は、貸出しを停止することもある。
- (4) 図書館の利用態度がよくない時は入館を禁止する。

台風時等における登下校について

1. 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とする。
- (2) 警報が午前6時までに解除された時は、登校し、授業を受ける。
- (3) 警報が午前6時になっても解除されない時には、休校とする。

2. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

学校の指示に従う。

3. 始業前に大雨が降っている場合

激しい雨が降っている時は、雨がおさまってから登校する。

4. 始業前に激しく雷が鳴っている場合

雷が激しく、危険が予想される時は、雷がおさまってから登校する。

5. 特別警報が発表された場合

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報については、上記1・2のとおりとする。

6. その他

登校の途中で暴風警報が出たことを知ったときは、すぐに帰宅する。

暴風警報解除後でも、道路、橋の破損などで登校が危険な時は登校しなくてよい。

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

(1) 始業前に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されている場合

幼稚園、小学校、中学校とも登校(園)を見合わせ、自宅待機とします。

午前6時までに、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表（防災対策をとる必要がないと判断）された場合は、幼稚園・小学校・中学校とも、登校(園)させ授業を行います。なお、授業開始時刻は各学校（園）において地域の実情に応じて決定します。

南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が午前6時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校とも休校(園)とします。

(2) 始業後に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせる場合があります。

全国瞬時警報システム（Jアラート）による 情報伝達がおこなわれた場合の対応について

（1）始業前に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校（園）を見合わせ、自宅待機とします。

ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校（園）します。

ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、幼稚園・小学校・中学校とも自宅待機とします。桑名市災害対策本部により、登下校（園）の安全が確認でき次第、登校（園）再開となります。

（2）始業後に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保します。

ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開します。

ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待ち、状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行います。

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Jアラート）が使用されることはありません。

《災害時の心得》

○地震が発生したら

- ・頭部を保護し落下物に注意する。

○火災が発生したら

- ・窓をしめる。

○避難について

- ・周囲の状況に十分注意を払い、慎重に落ち着いて行動する。
- ・私語を慎み、指示に従って行動する。
- ・落ち着いて、人を押したりせず、整然と移動する。
- ・上ばきのみままでグラウンドに出る。
- ・グラウンドに整列したら、級長・副級長は点呼をとり、担任に報告する。

《東海地震への備え》

平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されています。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表は行われていません。

桑名市は、市域すべてが東海地震の地震防災対策強化地域となっています。このため、東海地震の発生が予知された場合、市内では様々な対応がとられることとなります。状況に応じて発表される情報に注意して、落ち着いて行動するようにしましょう。

地震予知に伴う東海地震の情報

●観測情報発表時

- ・平常時と同様に生活してもかまいません。テレビやラジオで情報を収集しましょう。

●注意情報発表時

- ・外出先からは速やかに帰宅するなど、不要不急の外出は控えましょう。
- ・非常持ち出し袋を用意しましょう。
- ・避難場所を確認するなど、避難の準備をしましょう。

●予知情報警戒宣言発表時

- ・火気使用の自粛、電気のブレーカー遮断などの出火防止措置をとりましょう。
- ・自動車の運転や危険な作業などは控えましょう。
- ・危険が予想される地域・建物にいる人は、安全が確保できる場所へ避難しましょう。

東海地震と東南海地震が 同時に発生した場合の桑名市の震度予測



- ・震度分布図は岐阜大学杉戸真太教授提供
- ・津波浸水区域は三重県の被害想定資料により決定

桑名市指定緊急避難場所

(○：使用可能 △：一部使用可能 ×：一部使用可能 ×：使用不可)

地区名	施設名称	所在地	電話番号	洪水・高潮		地 震		津 波		大規模火災	
				使用可否	(2層以上)	使用可否	使用可否	使用可否	使用可否	使用可否	使用可否
桑 部	桑部地区市民センター	桑部830-23	22-0033	△	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	桑部小学校	桑部479-1	22-0597	○	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	能部公民館	能部1153-1	—	○	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	春日台公園	東金井558-7	—	×	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	桑名南ハイツ公園	桑部1500-83	—	×	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	光和公園	桑部字松ヶ下911-4	—	×	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	桑部園公園	桑部1023-8	—	×	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	しのはら西公園	桑部3275	—	×	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	東正和台公園	東正和台6-5	—	○	○	○	○	○	○	○	○
桑 部	能部第二公園	能部525-21	—	×	○	○	○	○	○	○	○
在 良	在良地区市民センター	蓮花寺263-1	22-0035	○	○	○	○	○	○	○	○
在 良	在良小学校	蓮花寺129-2	22-1078	○	○	○	○	○	○	○	○
在 良	白山会館	蓮花寺827	—	○	×	×	×	×	×	×	×
在 良	薬師堂	神田725	—	×	○	○	○	○	○	○	○
在 良	有吉台公園	額田1000-168	—	×	×	○	○	○	○	○	○
在 良	希望ヶ丘第三公園	西別所2138-13	—	○	○	○	○	○	○	○	○
在 良	希望ヶ丘第一北公園	西別所1700-79	—	○	○	○	○	○	○	○	○

在良	希望ヶ丘第一南公園	西別所1700-77	—	○	○	○	○	○	○
在良	希望ヶ丘第四公園	西別所1200-374	—	○	○	○	○	○	○
在良	希望ヶ丘第二北公園	西別所1200-372	—	○	○	○	○	○	○
在良	希望ヶ丘第二南公園	西別所1200-206	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺住宅第三南公園	蓮花寺644-156	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺住宅第三北公園	蓮花寺644-152	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺住宅第一公園	蓮花寺644-85	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺住宅第四公園	蓮花寺644-153	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺住宅第二公園	蓮花寺979-69	—	○	○	○	○	○	○
在良	蓮花寺諸戸苑公園	蓮花寺1605-8	—	○	○	○	○	○	○
在良	在良第一公園	西別所945-5	—	×	○	○	○	○	○
在良	西別所第一公園	西別所2210	—	○	○	○	○	○	○
在良	西別所第二公園	西別所678-1他	—	○	○	○	○	○	○
在良	山坂下公園	新倉持88	—	○	○	○	○	○	○
七和	七和地区市民センター	芳ヶ崎1365-1	31-2036	○	○	○	○	○	○
七和	七和小学校	芳ヶ崎1232-2	31-3498	○	○	○	○	○	○
七和	桑名工業高等学校	芳ヶ崎1330-1	31-5231	○	○	○	○	○	○
七和	NTN総合運動公園 (桑名市総合運動公園)	芳ヶ崎1859-4	32-2000	○	×	○	○	○	○
七和	森忠公園	芳ヶ崎字ハサマ897-1他	—	○	○	○	○	○	○
七和	五反田公園	大仲新田新井水掛613-11	—	○	○	○	○	○	○
七和	西池城公園	五反田2536	—	○	○	○	○	○	○

七和	西森忠団地児童遊園	森忠527-4	—	○	○	○	○	○	○
七和	芳ヶ崎団地児童遊園	芳ヶ崎1380-1	—	○	○	○	○	○	○
七和	中山公園	中山町5	—	○	○	○	○	○	○
七和	里公園	里町5	—	○	○	○	○	○	○
七和	みかん畑公園	星川字八尾1517-4他	—	○	○	○	○	○	○
七和	みずかけ公園	大仲新田新井水掛582-15	—	○	○	○	○	○	○
久米	久米地区市民センター	志知3838-8	31-2234	○	○	○	○	○	○
久米	久米小学校	志知3846-1	31-3761	○	○	○	○	○	○
久米	正和中学校	坂井339-25	31-2727	△ (2階以上)	○	○	○	○	○
久米	桑名西高等学校	志知2839	31-2521	○	×	○	○	○	○
久米	志知地区集落センター	志知4389	—	×	×	○	○	○	○
久米	川岸公園	友村431-30	—	×	×	○	○	○	○
久米	久米公園	志知3883-2	—	×	×	○	○	○	○
久米	島田公園	島田922-33	—	×	×	○	○	○	○
久米	西正和台公園	西正和台2-5	—	○	○	○	○	○	○
久米	こばさか公園	赤尾台1-37	—	○	○	○	○	○	○
久米	赤尾台ひがし公園	赤尾台8-48	—	○	○	○	○	○	○
久米	どうしんだに公園	赤尾台4-59	—	○	○	○	○	○	○
久米	さわ公園	赤尾台7-61	—	○	○	○	○	○	○
久米	羽田団地児童遊園	島田585	—	○	○	○	○	○	○
久米	西正和台公園	西正和台2-5	—	○	○	○	○	○	○

指定避難所一覧

地区名	施設名称	所在地	電話番号	多目的トイレ
桑 部	桑部まちづくり拠点施設	桑部830-23	22-0033	
	桑部小学校	桑部479-1	22-0597	○
在 良	在良まちづくり拠点施設	蓮花寺263-1	22-0035	
	在良小学校	蓮花寺129-2	22-1078	○
七 和	七和まちづくり拠点施設	芳ヶ崎1365-1	31-2036	
	七和小学校	芳ヶ崎1232-2	31-3498	○
	桑名工業高等学校	芳ヶ崎1330-1	31-5231	○
	NTN総合運動公園（桑名市総合運動公園）	芳ヶ崎1859-4	32-2000	○
久 米	久米まちづくり拠点施設	志知3838-8	31-2234	
	久米小学校	志知3846-1	31-3761	○
	正和中学校	板井339-25	31-2727	○
	桑名西高等学校	志知2839	31-2521	○

指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるもの。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

地震が発生した時の行動

- ①机の下などにかくれ、まずは身を守る。
- ②すばやく火の始末。ガスやストーブの火を消す。
- ③ドア、窓を開けて非常脱出口の確保。

こんなところで地震にあったら

路上

- 揺れの最中はその場に立ち止まり、看板などの落下物から頭をかばんなどで保護して、身の安全を守る。
- 揺れがおさまったら、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた歩道の中央や、公園・広場等に避難する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 切れた電線には近づかない、触らない。

電車など

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

集合住宅

- ドアや窓を開けて、非常口を確認する。
- 避難にエレベーターは絶対使わない。
- 炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

デパート

- かばんなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。
- 柱や壁ぎわに身をよせ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をする。

海岸付近

- 直ちに高台へ避難し、絶対に海岸には近づかない。

災害用伝言ダイヤル171

災害時は電話がかかりにくくなります。110番、119番などの重要な電話を優先するために、電話はひかえ、災害用伝言ダイヤル「171」を利用しましょう。携帯電話からも利用できます。

①伝言を録音したい時

① ⑦ ①

▽ ガイダンスが流れます

① 暗証番号を利用する場合は※ ③

▽ ガイダンスが流れます

0594 - - 自宅の電話番号をダイヤル
携帯電話の番号は使えません

▽ ガイダンスが流れます

録音 (30秒以内でお話してください)

②録音した伝言を再生したい時

① ⑦ ①

▽ ガイダンスが流れます

② 暗証番号を利用する場合は※ ④

▽ ガイダンスが流れます

0594 - - 自宅の電話番号をダイヤル
携帯電話の番号は使えません

▽ ガイダンスが流れます

再生

※録音されたメッセージを聞かれない時は、あらかじめ暗証番号を決めておきましょう。

毎月1日(ついでち)は災害用伝言ダイヤルの無料体験ができます。使い方を覚えるために、一度試してみましょう。

「子ども専用相談窓口」

●くわっほ教育相談

各専門相談員による相談

TEL 0594-24-1880

(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)

●三重県 教育相談

心や身体の問題、不登校の相談

TEL 059-226-3729

〔 月水金 9:00～21:00
火木 9:00～17:00 〕

●三重県いじめ電話相談

TEL 059-226-3729

(毎日 24時間)

●子ども専用相談窓口

チャイルドヘルプライン MIE ネットワーク

こどもほっとダイヤル (通話料無料)

TEL 0800-200-2555

(毎日 13:00～21:00 年末年始は休み)

チャイルドライン (通話料無料)

TEL 0120-99-7777

(毎日 16:00～21:00 年末年始は休み)

子ども弁護士ダイヤル (三重弁護士会)

TEL 059-224-7950

〔 月～金 9:00～12:00
13:00～17:00 〕

●児童虐待などの相談

北勢児童相談所 TEL 059-347-2030

●DV・性暴力被害などの相談

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

TEL 059-253-4115 または #8891

10:00～16:00 (土日祝日、年末年始除く)

生徒のための交通ルール

はじめに

2022年の全国の交通事故の状況を見ると、30,0839件の事故が発生し、2,550人が死亡、356,601人が負傷している。前年に比べると、死者数は26人減少し、発生件数は4,357件、負傷者数は5,530人減少した。交通事故発生件数及び負傷者数は18年連続で減少したほか、死者数も減少傾向にあり、昭和23年以降で最少となった前年をさらに下回った。

こうした現状に安心せず、私たちは今一度交通ルールを正しく理解し、他の模範となる行動をするよう心がけていきたい。

内 容

- I 歩行者のマナー
- II 自転車に乗る時の心得
- III 自転車の安全な通行
- IV バス・電車等利用のマナー
- V 交通事故発生時の処置
- VI 参考：交通事故の統計から



I 歩行者のマナー

1. 通行区分

- (1) 歩道や十分な路側帯がある道路では、必ずそこを通行する。
- (2) 歩道や路側帯のない道路では道路の右側端を通行するが、右側端を通ると危険な場合は左側端を通行することができる。

2. 道路の横断

- (1) 道路の横断は、横断歩道や信号機のある交差点で行う。また、近くに横断用施設があるときは、必ずそれを利用する。
- (2) 横断する前には必ず立ち止まり、左右の安全を確かめてから横断する。
- (3) 飛び出しや、車の直前直後の横断は非常に危険である。斜め横断もしてはいけない。

3. 踏切の通行

- (1) 踏切の手前で必ず止まり、安全を確認して通行する。
- (2) 警報機やしゃ断機が作動しているときは、踏切内に入ってはいけない。

- (3) 踏切や線路内で遊んだり、線路に置き石などをしてはならない。

4. 夜間や雨の日の通行

- (1) 夜間は、車の運転者から見えにくいので服装は目立つものを着用する。
- (2) 夜間、道路の中央付近の歩行者は、対向車のライトで瞬間的に運転者から見えなくなることがあるので、注意する。
- (3) 雨の日などは、路面がすべりやすいため、車の停止距離が長くなるので注意する。

5. 子どもや身体障がい者の安全

- (1) 子どもや高齢者・白杖をもったり、盲導犬をつれたり、車いすで通行している人々に対しては、通行の安全を確保するよう心がける。
- (2) 子どもをつれて歩くときは、子どもを車道の反対側になるようにする。





Ⅱ 自転車に乗る時の心得

1. 自転車の点検と整備

自転車に乗る前には、次の事項を必ず点検し、完全に整備して乗らなければならない。

- (1) サドルの高さは適当で固定されているか。
- (2) ハンドルは、前車輪に直角に固定されているか。
- (3) ペダルはまがっていないか。足がすべらないか。
- (4) ブレーキは、前・後輪ともよくきくか。
- (5) 警音器（ベル等）はよく鳴るか。
- (6) 前照灯（ライト）はつくか。明るいかな。
- (7) 尾灯や反射器材がついているか。

（反射器材は、JISマークのついたものを使用。）

- (8) タイヤには空気が十分はいつているか。
- (9) チェーンはゆるくないか。



※定期的に自転車安全整備店に行って点検や整備を受けましょう。
点検整備済の普通自転車にはTSマークがはられます。

(10) TSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークがついているか。

(11) 防犯登録や自転車保険に加入しているか。

2. 自転車の正しい乗り方

(1) ヘルメットを着用する。

(2) 運転しやすい正しい姿勢で乗る。

(3) 自転車に乗るときは、道路の左側端で後方と前方の安全を確かめてから発進する。

(4) 信号機や道路標識等に従う。

(5) 右折や左折をする場合は、必ず後方の安全を確かめる。

(6) 停止するときには、後方の安全を確かめて、十分速度を落とし、道路の左側に降りる。

(7) 自転車を道路上や禁止されている場所に放置してはいけない。

(8) ハブステップなど危険なものはつけない。

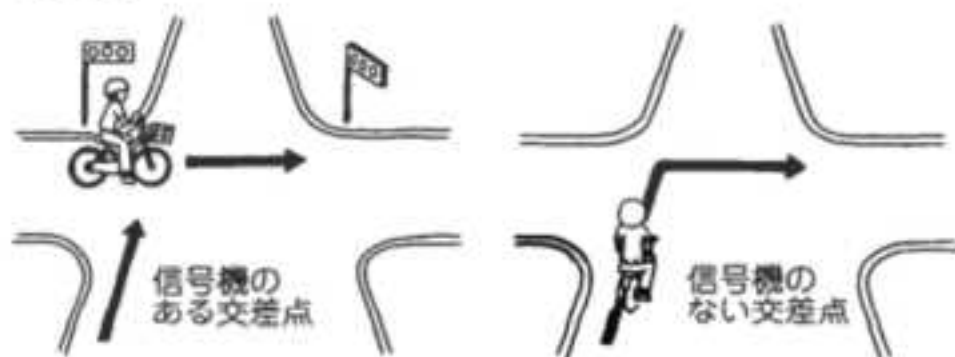
(9) 次のような乗り方をしてはいけない。

- ・ふたり乗りや傘差し運転。
- ・ハンドルや手に物をさげての運転。
- ・げたやサンダルをはいての運転。
- ・片手運転や手ばなし運転、シグザグ運転。
- ・二台以上の自転車での並進運転。
- ・イヤホンやヘッドホンをつけての運転。
- ・携帯電話等を使用しながらの運転。

- (2) 信号機のない交差点の通行
- ・「一時停止」の標識があるところでは、一時停止して安全を確かめてから進む。
 - ・右折のときは、後方の安全を確かめ、道路の左側を交差点の向こう側まで進み、速度を落して曲がる。
- (3) 「交差点進入禁止」の標示がある交差点では、左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯を利用しなければならない。
- (4) 交差点では、左折する自動車に巻き込まれないように注意する。

3. 走行上の注意

- (1) 踏切では、一時停止し、安全を確認して自転車を押して渡る。
- (2) 夜間および昼間でもトンネル内等でライトを必要とする場合は、必ずライトをつけなければならない。
- (3) 雨や雪の日は、スリップしやすく、またカッパを着用して視野が狭くなるので非常に危険である。



交差点の通行のしかた

4. 「自転車運転者講習」の受講

信号無視や右側通行など、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられる。

受講内容は、違反者の特性に応じた個別指導を含む3時間の講習で、受講手数料の標準額は6,000円。受講命令を受けて3か月以内の指定期間内に受講しないと、5万円以下の罰金。



5. 受講の対象となる主な「危険行為」の概要

- (1) 信号無視
- (2) 通行禁止場所の通行

「歩行者用道路」など、自転車の通行が禁止されている道路や場所は通行できない。

- (3) 歩道通行や、車道の右側通行

自転車は車道通行が原則である。車道と歩道が区別されている道路では、歩道ではなく車道を通行し、車道では、右側通行をしてはならない。

- (4) 歩行者用道路や歩道での歩行者妨害

「自転車歩道通行可」の標識があるなど、自

転車の通行が認められている歩道を通行する場合や、車道通行が危険でやむを得ず歩道を走行する場合は、歩道の車道寄りを通行する。歩行者が最優先であり、歩行者の通行を妨害しないよう、徐行運転や、一旦停止を行う。

(5) 遮断踏切への立ち入り

警報が鳴っていたり、遮断機が閉じようとしている踏切へ立ち入ってはならない。

(6) 通行妨害

交差点で車の進行を妨害したり、交差点に徐行しないで入ってはならない。

(7) 一時不停止

一時停止の標識では必ず止まり、歩行者・車の通行の妨害をしてはならない。



(8) 制動装置不備の自転車運転

ブレーキがついていなかったり、ブレーキの不良な自転車で走行してはならない。

(9) 安全運転義務違反

傘差しや、携帯電話・スマートフォンを操作しながら運転をして事故を起こすなど、他人に危害をおよぼすような速度・方法での走行をしてはならない。

(10) 妨害目的運転

他の車両の通行妨害目的で幅寄せ、不必要な急ブレーキをかける等をしてはならない。

- (3) 走行中、窓から顔や手を出したり、物を外へ投げ捨てない。
- (4) 高齢者や幼児・身体障がい者に対しては、席を譲る。
- (5) 車(船)内には、ゴミを捨てないでくずかごに入れるか、持ち帰り清潔にする。
- (6) 緊急時には、自分勝手な行動をせず、必ず乗務員や引率者の指示に従い、静かに落ち着いて行動する。





V 交通事故発生時の処置

1. 事故を起こしたとき

- (1) 事故の続発を防ぐとともに、他の交通の妨げにならないよう必要な処置を行う。
- (2) 負傷者を救護する。この場合、むやみに負傷者を動かさない。特に、頭部をけがしているときは、絶対に動かさない。
- (3) 事故の状況（発生場所・負傷や物の損害など）について警察に連絡し、指示を受ける。

2. 被害者になったとき

- (1) 軽いけがでも必ず警察に届け、外傷がなくても医師の診断を受ける。
- (2) 加害者の運転免許証・自動車賠償責任保険加入証明書などを見せてもらい、住所・名前や保険会社名などを確かめておく。

3. 現場に居合わせたとき

- (1) 事故の現場に居合わせた人は、負傷者の救護、事故車両の移動などに進んで協力しなければならない。
- (2) ひき逃げ事故を見かけたときは、負傷者を救

護するとともに、その車のナンバーや車の種類、色などの特徴を警察に通報しなければならない。

- (3) 事故現場の保存に努め、ガソリンが流れ出たり、積荷が散乱しないよう危険防止につとめること。

交通事故が発生したときの処置

- 学校の先生に連絡する



- 応急手当をし救急車を呼ぶ
(119番)



- 警察に連絡する
(110番)



応急手当の例



傷口の付近
(心臓に近い側)をし
ばる

布で傷口を
強く押える



横向きに寝かせる



顔を後屈させる